

埼玉県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年 7 月15日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)

第 2 条 条例第16条第 1 項第10号に規定する公安委員会規則で定める施設は、社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第 3 条第11号に規定する青少年教育施設とする。

一部改正〔令和 8 年第 6 号〕

(情報の提供の求め)

第 3 条 条例第21条第 2 項の規定による求めは、埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察職員に対し、次に掲げる事項を口頭で示して行うものとする。

(1) 当該求めに係る条例第21条第 1 項に規定する取引の相手方等の氏名、年齢その他当該取引の相手方等を特定するため参考となる事項

(2) 当該求めをする理由

2 条例第21条第 2 項の規定による求めをする者は、前項に規定する本部長が指定する警察職員に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示しなければならない。

(1) 当該求めをする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第 319号）第19条の 3 に規定する在留カード、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該求めをする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合にあっては、当該求めをする者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類

一部改正〔平成24年第 5 号、平成27年第14号、令和 8 年第 6 号〕

(説明又は資料の提出の求め)

第4条 条例第27条第1項又は第3項の規定による求めは、説明・資料提出要求書(様式第1号)により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の場合において、必要があると認めるときは、口頭による説明を求めることができる。

3 条例第27条第1項又は第3項の規定により説明又は資料の提出を求められた者(以下「説明等要求対象者」という。)は、前項の規定により口頭による説明を求められ、かつ、資料の提出を必要としない場合を除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書(様式第2号)を提出するものとする。

4 第1項の求めは、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、説明等要求対象者が提出期限までに説明・資料提出書を提出せず、又は口頭による説明期日に出頭しないときは、説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

一部改正〔令和8年第6号〕

(口頭による説明の聴取)

第5条 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた者は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明日時・場所変更申出書(様式第3号)により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出により又は職権で、口頭による説明の日時又は場所の変更ができる。

3 公安委員会は、前項の変更をし、又は第1項の規定により申出を受けた場合で、口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明日時・場所決定通知書(様式第4号)により、該当する説明等要求対象者に通知しなければならない。

一部改正〔令和8年第6号〕

(立入検査)

第6条 条例第27条第2項の規定による立入検査は、同条第1項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができないとき、及び同条第4項の規定による立入検査は、同条第3項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができないときに行うものとする。

- 2 条例第27条第5項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号の2）のとお
りとする。

追加〔令和8年第6号〕

（勧告の方法）

第7条 条例第28条の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（公表の方法及び内容）

第8条 条例第29条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技
術を利用する方法により行うほか、県民に広く周知することができる方法により行うもの
とする。

- 2 前項の公表の内容は、条例第29条第1項の規定により公表される者の氏名及び住所（被公
表者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並
びに公表の原因となる事実とする。

（意見を述べる機会の付与）

第9条 公安委員会は、条例第29条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、
同条第1項の規定により公表しようとする者に対し、意見聴取通知書（様式第6号）により
通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者（以下「公表対象者」という。）は、申述書（様式第7
号）を提出するものとする。この場合において、口頭により意見を述べることを求める公表
対象者は、その旨及びその理由を申述書に記載するものとする。

- 3 公安委員会は、公表対象者が口頭により意見を述べることを求めた場合でその必要がある
と認めたときは、口頭による意見の聴取を行うものとする。

- 4 公表対象者は、意見を述べるに当たり、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

- 5 第1項の規定による通知は、申述書の提出期限の日又は口頭による意見の聴取期日までに
相当な期間をおいて行うものとする。

- 6 公安委員会は、公表対象者が提出期限までに申述書を提出せず、又は口頭による意見の聴
取期日に出頭しないときは、意見がなかったものとして取り扱う。

（口頭による意見の聴取）

第10条 前条第3項の規定により口頭で意見を述べることを認められた者は、病気その他やむ
を得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見聴取日時・場所変更申出書（様式第8

号)により口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による申出により又は職権で、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更ができる。

3 公安委員会は、前項の変更をし、又は第1項の規定により申出を受けた場合で、口頭による意見の聴取の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を意見聴取日時・場所決定通知書(様式第9号)により、該当する公表対象者に通知しなければならない。

(中止命令の方法)

第11条 条例第30条第1項及び第2項の規定による命令は、中止命令書(様式第10号)により行うものとする。ただし、条例第30条第2項の規定による命令(以下この条において「中止命令」という。)については、緊急を要し中止命令書により行ういとまがない場合は、口頭により行うことができる。

2 警察署長は、前項ただし書の規定により口頭による中止命令を行った場合は、当該中止命令を受けた者に対し、当該中止命令を行った後の相当の期間内において、中止命令理由通知書(様式第11号)により当該中止命令を行った理由を通知するものとする。ただし、当該中止命令を受けた者の所在が判明しなくなった場合その他通知することが困難な事情がある場合は、この限りでない。

一部改正〔平成30年第4号、令和8年第6号〕

(代理人の選任)

第12条 説明等要求対象者又は公表対象者(以下この条において「説明等要求対象者等」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、説明等要求対象者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 説明等要求対象者等は、代理人の資格について、代理人資格証明書(様式第12号)を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 説明等要求対象者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書(様式第13号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(口頭による説明等の聴取を行う者の指定)

第13条 公安委員会は、第4条第2項の規定により口頭による説明を求める場合における当該説明の聴取及び第9条第3項の口頭による意見の聴取を、本部長が指定する警察職員に行わ

せることができる。

一部改正〔令和8年第6号〕

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日公安委員会規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 (省略)

- 3 (省略)

附 則（平成27年12月25日公安委員会規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則第10条第1項第1号アの規定及び第3条の規定による改正後の埼玉県暴力団排除条例施行規則第4条第2項第1号の規定の適用については、この規則の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成28年3月29日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日公安委員会規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和8年9月25日公安委員会規則第6号）

（施行期日）

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（様式省略）